

第百七十号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「以下同じ。」の下に「又は公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。以下同じ。）」（以下「法人課税信託等」という。）を加え、「各法人課税信託」を「各法人課税信託等」に改め、「規定（」の下に「法人課税信託の受託者にあつては」を、「規定に」の下に「、公益信託の受託者にあつては第六条、第七条、第八条、第十五条、第七十条の二及び第十八条の規定を地方消費税について適用する場合における当該規定に」を加え、同条第二項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第三項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同条第四項の表以外の部分中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第二十四条の五を次のように改める。

（法第三十七条の二第一項第三号の寄附金）

第二十四条の五 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は、次の各号に掲げる寄附金とする。

- 一 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの
- 二 所得税法第七十八条第二項第四号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律第六条の規定による知事の認可を受け

た公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第四十条第一項及び第四十条の二（見出しを含む。）中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第一百三條の十四中「帳簿を」の下に「、法附則第十二條の二の七の二第三項の規定による届出をした特例対象事業者（法附則第十二條の二の七第九項に規定する特例対象事業者をいう。）は法附則第十二條の二の七の二第五項に規定する帳簿を」を加える。

附則第四條の二中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を」を「者を」に改める。

附則第五條の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、「附則（」の下に「法人課税信託の受託者にあつては」を、「附則第十二條に」の下に「、公益信託の受託者にあつては附則第五條の二の三から附則第五條の二の六までに」を加え、同条第二項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第十條の三第一項ただし書中「第二條第九項」を「第二條第十項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一百三條の十四の改正規定及び附則第四項の規定 公布の日

二 附則第十條の三第一項ただし書の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日

三 第二十四條の五及び附則第四條の二の改正規定並びに附則第三項の規定 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都都税条例第二十四条、第四十条第一項、第四十条の二第一項並びに附則第五条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に効力が生ずる公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（同法附則第四条第一項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一項第三号に掲げる改正規定による改正後の東京都都税条例第二十四条の五の規定の適用については、同条第二号中「寄附金」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」と、「関連するもの」とあるのは「関連するもの又は同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定による知事若しくは教育委員会の許可を受けた同法第一条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの」とする。

4 附則第一項第一号に掲げる改正規定による改正後の東京都都税条例第百三条の十四の規定は、同号に定める日以後に使用が終わる帳簿の保管について適用する。

（東京都都税条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 東京都都税条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。